

☆年間の案内になりますので、大切に保管しご活用ください☆

フォークリフト運転技能講習開催案内(大垣) 「31時間講習」

主催 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岐阜県支部
取扱 一般社団法人 大垣労働基準協会

労働安全衛生法の規定により、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転は除く)業務を行なうときは、「フォークリフト運転技能講習を修了したもの」でなければ運転できないことになっています。

当支部は、岐阜労働局長から登録教習機関(登録番号 6号)として認可を受け、下記要領により技能講習を開催致しますのでご案内申し上げます。(登録有効期限の満了日:2024年3月31日)

※※※ 記 ※※※

1. 受講資格 ◎自動車の普通運転免許以上を有する者

2. 2019年度
開催日程

学科	実技組み合わせ(各講習いずれかの組)	定員数
2019年 6月12日(水)	6月 (17~19日 月~水) (20~22日 木~土)	80人
6月13日(木)	6月 (24~26日 月~水) (27~29日 木~土)	80人
10月3日(木)	10月 (7~9日 月~水) (10~12日 木~土)	80人
10月25日(金)	10月 (28~30日 月~水) (31~11/2日 木~土)	80人

2020年 2月6日(木)	2月 (12~14日 水~金) (17~19日 月~水)	80人
---------------	------------------------------	-----

(実技日については、ご希望にそえない場合もあります。)

受付開始は開催日の2ヵ月前です。
申込書は、随時お預かり致します。但し、定員になり次第締め切らせて頂きます。

3. 講習時間 【学科】 午前8時20分~午後5時30分

【実技】 午前8時~午後5時30分

受付は、開始10分前には済ませて下さい

4. 講習会場 【学科・実技】 大垣市西大外羽1-226-1

大垣市職業訓練センター ☎0584-89-4976

5. お申し込み方法

※受講希望者はフォークリフト運転技能講習申込書に必要事項を記載し、受講者氏名欄に記名、押印の上受講料ならびに次のものを添付し、受講日の2週間前までに必ず下記の申込先へお申し込み下さい。

①写真1枚(縦3.5cm×横2.5cm 無帽 上半身 申請前6ヵ月以内

デジタル写真の場合は写真専用の用紙を使用して下さい。)

②自動車運転免許証の写し(コピー1枚を申込書の裏面中央に貼り付ける。)

(申込書の住所と同一であること)

③当協会の窓口にてお申込みをされた方は、受講票をお渡しいたしますので、講習当日、必ず持参してください。

④郵送にてお申込みの場合は、受講票は郵送します。

⑤テキストは、受講会場渡しとなります。

6. 受講料ならびにテキスト代

(消費税率変更の場合、受講料・テキスト代の変更あり。)

受講料 29,000円

テキスト代 1,500円

合計 30,500円(消費税を含む)

必ず、申込み後、受講日の
7日前までにお振込下さい。

★受講料及びテキスト代は、現金又は銀行振込みでお願いします。

現金の場合は、ご持参いただくか、必ず現金書留でお願いします。

銀行振込の場合は、大垣共立銀行 本店 普通預金 191887

(一社)大垣労働基準協会 宛です。

★受付後の受講の取消しは、受講日の3日前までです。その後の取消は一切出来ませんのでご了承下さい。

★既納の受講料は、原則払い戻し致しません。

但し、受講者の変更は可能です。
受講の取消し・受講者の変更は必ずTEL又はFAXにて下記申込先までご連絡をお願いします

【申込先】

〒503-0803 大垣市小野4丁目35番地10(大垣市情報工房 4階)

一般社団法人 大垣労働基準協会 TEL 0584-73-2272

FAX 0584-73-2257

参考事項

○大垣市職業訓練センターの付近には飲食店がありませんので、なるべくお弁当を持参して下さい。